

野田市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次の
ように定める。

令和7年3月27日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会訓令第 1 号

野田市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

野田市立学校職員服務規程（昭和 3 9 年野田市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「押印」を「その旨を記載」に改める。

第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項中「の確認印を押さなければ」を「を記載しなければ」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。